

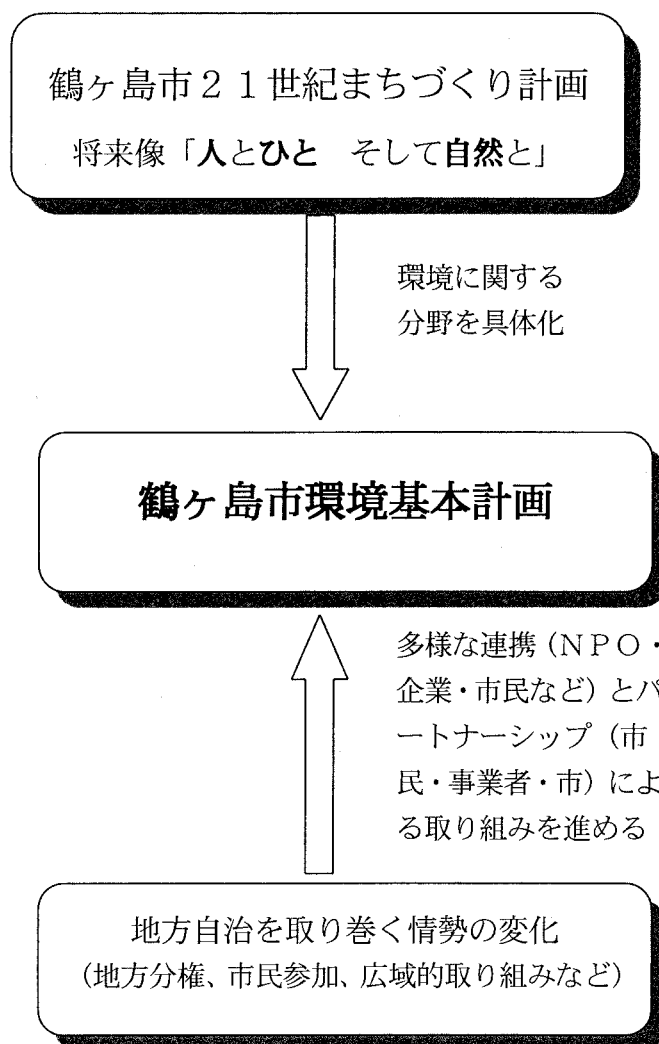
鶴ヶ島市環境基本計画の概要

1 計画の目的と役割

市では、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」の基本理念に基づいて、平成15年1月、鶴ヶ島市の環境を守り・創り・育てるための指針として「鶴ヶ島市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、「鶴ヶ島市21世紀まちづくり計画」に掲げる市のめざす将来像「人とひとそして自然と ー交流と連携 調和と共存をめざしてー」を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めるものです。本計画を総合的、計画的、かつ効率的に推進するため、市民・事業者・市の対等な立場での協働という新たな関係の構築を通じて、具体的な取り組みをめざします。

さらに、市民参加で策定した本計画は、市の基本構想と基本計画を担保する環境分野の総合的な計画であると同時に、その実現に向けて市民・事業者・市が役割分担しながら、協働により取り組むパートナーシップ計画としての一面も持っています。



2 目標年度

本計画の目標年度は、平成15年度（2003年度）を初年度とし、平成24年度（2012年度）までの概ね10年とします。

また、地球環境問題などは、長期的な視点が必要であることから、概ね50年先である21世紀半ばまでを展望するものとします。

3 対象とする環境施策の範囲

本計画で対象とする環境施策の範囲は、次のとおりです。

自然環境の保全

自然的環境の保全と回復、自然の生態系の保護、自然とのふれあいの推進など

大気環境の保全

地球温暖化の防止、オゾン層の保護、大気汚染の防止など

水・土壌環境の保全

安全な水の確保、水質汚濁の防止、土壌汚染の防止など

快適な環境の創造

環境美化の推進、良好な景観の保全、緑化の推進など

廃棄物・リサイクル対策

廃棄物の発生抑制と処理の適正化、資源の循環的利用の推進など

化学物質対策

有害化学物質対策の推進、化学物質による環境リスクの低減など

4 環境像と環境まちづくりの柱

本市は、なら、くぬぎなどの雑木を中心とする第2次人工林である平地林や屋敷林という「里山」と、やや起伏のある里山を湧水の源とする飯盛川や大谷川の「小川」を有しています。この里山と小川の恵みと洪積台地に開かれた農地、そこで営まれる畑作農業の織り成すたたずまいの中で形づくられた風土を背景とした里山環境を特徴としています。

このかけがえのない風土を守り、市民・事業者・市の協働によって、21世紀半ばまでを長期的に展望する環境にやさしいまちづくりを進めていくため、市のめざすべき環境像を「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」に定め、環境像を実現するために次の4つの環境まちづくりの柱（基本目標）を掲げています。

市の目指すべき環境像

里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち

環境まちづくりの柱（基本目標）

基本目標1

水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

－里山と水辺の保全と活用で、人と自然のふれあいを図る－

基本目標2

地球とすべての生命を守るまちをつくる

－環境に負荷をかけない生活を心掛け、自然と共存した

循環型のまちをめざして一人ひとりが行動する－

基本目標3

安心して暮らせるまちをつくる

－環境に与える影響を評価する仕組みをつくり、

潤いのあるまちづくりを持続していく－

基本目標4

人の交流の豊かなまちをつくる

－学習、交流、参加の仕組みをつくり、

自発的な活動を導き出す－

5 重点施策

本計画は、4つの基本目標を柱とし、目標実現のための施策である「まちづくりの目標（中目標）」、「取り組みの目標（小目標）」及び「取り組みの姿勢（基本的施策）」から構成されています。

また、基本的施策のうち、重点的に取り組む施策として、次の7つの重点施策を定めるとともに、環境への負荷を減らすための指針として、市民・事業者・市の各主体がそれぞれに取り組む具体的な行動についても定めています。

重点施策

- 水辺環境の保全と再生
- 樹林地（雑木林・屋敷林など）の保全と再生と活用
- 積極的な緑化の推進
- エネルギー使用量の削減と、環境に負荷をかけない生活の推進
- ごみの減量化と資源化を進める
- 近隣自治体との連携システムの活用と導入
- 地域に学び地域をつくる環境教育の推進と充実